

# 貸付自粛—本人申告（郵送用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる  
～生活再建支援サービス～

## 1. 貸付自粛はどんな制度？

生活に支障が生じる借金をおこなわないようサポートする目的で、自分の意思で、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、原則新しい借入ができなくなります。

一定期間経過すれば、自分の意思で撤回もできるので**金銭管理のサポートに役立て**てください。

(※「**クレジット契約**」は、**原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。**)

## 2. 貸付自粛は誰ができますか？

\* **申告者が成人**の場合、**原則本人申告**となります。 (※成年後見人等の場合は、本人以外申告を参照してください。)

\* 申告者が未成年者の場合は、**親権者(法定代理人)**が申告手続きをできます。(※本人以外申告を参照。)

## 3. 本人申告の手続のご案内 **【重要】**

### (1) **必要書類（重要）**



- ① 申告書
- ② 本人確認書類 **2点**(公的な身分証明書)
- ③ 返信用切手 ※受付書面の返信用 **簡易書留郵送代**
- ④ 貸付自粛申告確認書 (申告理由がギャンブル等による場合は必要)

\* 「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

### (2) 申告書の取得



★以下、いずれかの方法で申告書を取得

\* 協会ホームページから申告書をダウンロード

\* 最寄りの支部に申告書の送付依頼連絡(下記5参照)

### (3) 申告書の郵送



\* 協会の拠点支部あてに郵送 (下記5参照)

### (4) 申告書が支部に到着



### (5) 本人確認の電話



\* 原則、申告者の**携帯電話に連絡**します。(申告者のプライバシー保護のため)

★**本人確認の連絡が取れない**と「**不受理**」になりますので、注意してください。

### (6) 本人確認完了



\* 自粛登録の入力処理

### (7) 申告書の控えを郵送



\* 申告書記載の申告者の**住所地に郵送**されます。

\* 受付印が押され、受理日の確認ができます

\* 簡易書留で申告者宛てに郵送されます。(必ずお受け取り下さい)

### (8) 申告書の控え到着

\* **受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。

\* 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。

\* 登録日から**3か月を過ぎると撤回申告もできません。**

#### 4. 本人確認書類とは（概要） 【重要】

- ◆ 以下の書類のうち、2点のコピーをとり、申告書に添付してください。
  - ※ 各書類に、「氏名」・「生年月日」・「住所」の3点記載のあるもの
- \* **運転免許証** (運転経歴証明書含む)
  - ※ 変更事項があるときは裏面の写しも必要
  - ※ 有効期限内のもの
- \* **健康保険証** (国民健康保険、社会保険等の保険証)
  - ※ 社保の保険証は裏面に申告者の住所を手書き記載必要
  - ※ 国民健康保険証の場合は、有効期限内のもの
- \* **マイナンバーカード** (住民基本台帳カード含む)
  - ※ 裏面不要(個人番号の記載があるため)
- \* **障害者手帳** (身体障害者手帳、精神保健福祉手帳、療育手帳等)
  - ※ 有効期限内のもの
- \* **旅券(パスポート)**
  - ※ 有効期限内のもの
- \* **在留カード・特別永住者証明書**
  - ※ 有効期限内のもの
- \* **住民票 (原本送付)**
  - ※ 申告者のみの抄本可
  - ※ 発行日から6か月以内のもの
  - ※ 本籍地、個人番号の記載は不要

以上のほか、官公庁から発行・発給された書類で本人確認に用いることが可能な書類

◆ **通知カード、学生証や講習受講証などは本人確認書類として用いることはできません。**

- ★ ※有効期限内のもの
- ※住民票等は**発行日から6か月以内のもの**
- (不明な点や詳細は、最寄りの支部にお問い合わせください。)

### 《記入見本—登録用》

申込NO: 〇〇〇〇  
旧申込NO: 〇〇〇〇

貸付自業(登録・訂正)申告書

受理 不受理

日本貸金業協会 御中

私は、「貸付自業に係る承諾事項」を承諾のうえ、貴会に貸付自業(登録・訂正)申告を致します。

依頼日: 2022年 4月 1日 氏名: **協会 太郎 (自署)**

---

■ 申告者(本人) ※新卒卒業生は生年月日と記入してください。

フリガナ	キョウカイ タロウ (フリガナ必須)	性別	男	生年月日	1年 7月 22日
氏名	協会 太郎				
フリガナ	トウキョウトモリタカタナワ3-19-15 タカナマンション202号 (フリガナ必須)				
下(100-0074)					
住所	東京都港区高輪3-19-15 高輪マンション202号				
フリガナ	自宅TEL 03-5739-3861 携帯TEL 090-1234-5678				
勤務先名	株式会社 〇〇〇 (※無職の場合は記載不要)	雇用形態	正社員		
勤務先TEL	03-5739-3024				

申込理由  
1. □ キャンブル等をやめるとする  
2. □ 盗難資を使いすぎると(キャンセルを除く)  
3. □ 過剰に貸し物をしてしまう  
4. □ その他

**【ご注意】**  
記載内容に不備があると「不受理」になる場合があります。  
本人確認書類の記載と必ず確認してください。

**【同封書類……申告する際に、封筒に必ず同封してください】**  
① 本人確認書類(氏名・住所・生年月日のあるもの2点)  
② 返信用切手(簡易書留郵便)

**【必須】**  
自由に選べる登録番号を必ず記入してください。

**【注意】**  
電話での本人確認が取れないと「不受理」になることがあります。

**必ず1枚の用紙に印刷してください。**

■ 申告者(本人以外) ※本人と法定代理人が申告する場合は必ず記入してください。

フリガナ	氏名	生年月日	昭和/平成/西暦
フリガナ	住所		

法定代理人等による申告の場合以外は、記入しないでください。

日本貸金業協会使用欄

申告者(本人・本人以外) 確認書類	書類番号		
申告者(本人)との続柄の証明書類			
申告者(本人)不在の確認			
承諾事項			
■ 届付結果			
決裁者	確認者	貸付担当者	
	JIOC	CSO	簡易センター
印刷日			
確認日			

2. 個人信用情報機関の利用及び個人情報の利用について

- 協会が、本申告に基づき本人確認情報(貸付自業登録者の氏名、性別、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号)及び貸金業確認情報(「本籍地」を除く)に記載された内容を含め、協会が指定または連携する各機関に提供し、当該機関に登録すること。
- 協会が、本申告の内容を当該申請者の借付目的の解決及び借力の確保への対応(貸付)に貸金業者の借付目的の未償還防止に際して及び研究のために利用すること。
- 協会が指定または連携する各機関が、本申告に基づき協会から提供された上記(1)の情報を及び本人申告内容と、登録日から5年以内の登録期間とし、当該機関に加盟する会員に対して、当該機関に関する調査のために提供すること。
- 協会が指定または連携する各機関が、協会から提供された上記(1)の情報を、当該機関に登録されている個人情報に照らす本人の同一性確認の目的に利用すること。

#### 5. 郵送先(協会支部)

★協会ホームページからの支部情報の詳細を確認する場合は、以下のサイトをご参照ください。

(ホームページTOP>協会について>【協会の概要】事務所の所在地) →

[https://www.i-fsa.or.jp/association/summary/location\\_branch.php](https://www.i-fsa.or.jp/association/summary/location_branch.php)

# 貸付自粛—本人以外申告（郵送用）

これを使えば 借り過ぎは 解決できる  
～生活再建支援サービス～

## 1. 貸付自粛はどんな制度？（本人以外申告）

生活に支障を生じさせる申告者本人の借金を防止する目的で、親権者や後見人等の**法定代理人が申告手続者**となって、金融機関や貸金業者からの新規借入を止めるため「自粛登録」する手続きです。信用情報に「貸付自粛」登録されると、申告者は原則新しい借入ができなくなります。 ※一定期間経過すれば、法定代理人は撤回できます。

（※「**クレジット契約**」は、**原則自粛制度の対象外ですが影響が出る場合があります。予めカード会社に影響の有無について確認してください。**）

## 2. 貸付自粛の本人以外申告は、誰ができますか？

※法定代理人からの申告となります。

- \* 申告者本人が**未成年者（17歳以下）**の場合、**親権者**が申告手続をできます。
- \* **申告者本人が成年の場合、後見人等**が申告者本人に代わって申告手続をできます。  
※**補助人**については、審判で借財等に関する同意権が付与されている必要があります。
- \* 撤回は、原則申告手続者である法定代理人からのみとなります。（※未成年者は成人すると自分で撤回可能です。）

## 3. 本人申告の手続のご案内 **【重要】**

（申告手続者は「法定代理人」を指します。）

### (1) **必要書類（重要）**



- ① 申告書（申告者欄《上段》と本人以外欄《下段》の両方記載）
- ② 申告手続者の本人確認書類 **2点**（公的な身分証明書）※**下記4参照**
- ③ **親権者**の場合は続柄確認の書類（**戸籍事項証明書・住民票等 1点**）  
**後見人等**の資格確認の書類（**後見登記事項証明書・審判証の写し等 1点**）  
※①②とも、**住民票や証明書等は発行日より6か月以内のもの**
- ④ 返信用切手 ※受付書面の返信用 **簡易書留郵送代**
- ⑤ 貸付自粛申告確認書（申告理由がギャンブル等による場合は必要）

\* 「貸付自粛申告確認書」で申告理由等についてお聞きした情報は、多重債務対策、ギャンブル等依存症対策や、貸付自粛制度の運用・改善並びに統計・調査等に利用させていただきます。

### (2) 申告書の取得



★以下、いずれかの方法で申告書を取得

- \* 協会ホームページから申告書をダウンロード
- \* 最寄りの支部に申告書の送付依頼連絡（下記5参照）

### (3) 申告書の郵送



\* 協会の拠点支部あてに郵送（下記5参照）

### (4) 申告書が支部に到着



### (5) 本人確認の電話



\* 原則、**申告手続者の携帯電話に連絡**します。（申告手続者のプライバシー保護のため）

★**申告手続者の本人確認の連絡が取れないと「不受理」になりますので、**  
注意してください。

### (6) 本人確認完了



- \* 自粛登録の入力処理  
※申告手続者の個人情報は、個人信用情報には登録されません。

### (7) 申告書の控えを郵送



- \* 申告書記載の申告手続者の住所地に郵送されます。
- \* 受付印が押され、受理日の確認ができます
- \* 簡易書留で**申告手続者宛てに郵送**されます。（**必ずお受け取り下さい**）

### (8) 申告書の控え到着

- \* **受理日を確認する重要な書類**ですので**必ず保管**してください。
- \* 貸付自粛情報の登録期間は、登録日から5年間以内となります。
- \* 登録日から**3か月を過ぎると撤回申告もできません（原則、法定代理人のみ）**。

